

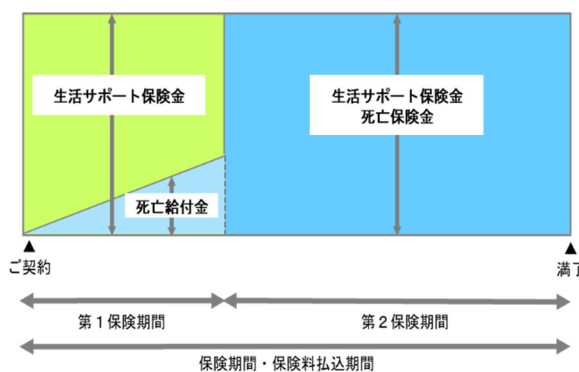
法人向け商品「保障選択制」定期保険の発売について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2021年2月2日から法人向け商品「保障選択制」定期保険＜5年ごと配当付保障選択制定期保険＞を発売します。

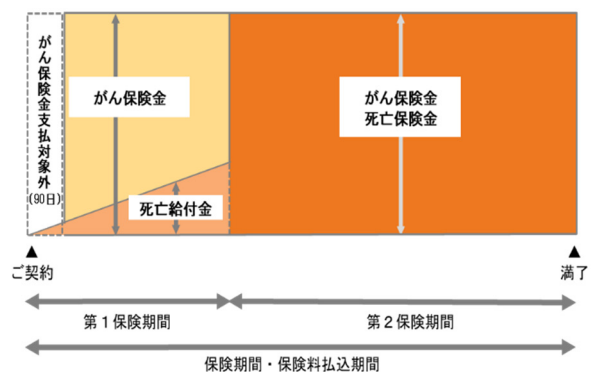
「保障選択制」定期保険は、これまでの「生活障害保障定期保険」をリニューアルし、「生活障害保障」に「がん保障」を新たに加え、2つの保障タイプから選択できる定期保険です。これにより、経営者などが「所定の日常生活制限状態」や「所定の悪性新生物（がん）」となり不在になったときの事業保障資金から、「万一」のときの死亡退職慰労金・弔慰金、勇退時の生存退職慰労金等まで、経営者の幅広いニーズにお応えします。

「保障選択制」定期保険 のしくみ・主なポイント

① 生活障害保障タイプ



② がん保障タイプ



1 「生活障害保障タイプ」と「がん保障タイプ」のいずれかを選択いただけます

2 保険期間を通じた「所定の日常生活制限状態」（生活障害保障タイプ）や「所定の悪性新生物と診断確定されたとき」（がん保障タイプ）の保障とともに、第2保険期間は同額の死亡保障をご準備いただけます

3 解約時の返戻金は、ご勇退時の生存退職慰労金等の財源としてもご利用いただけます。また、ご契約者貸付制度を利用して、保障を継続しながら緊急時の資金ニーズにも対応いただけます

4 保険期間や第1保険期間を選択できるほか、保険金の年金受取など、法人の事業計画等へ柔軟に対応いただけます

1 保障内容

(1) 生活障害保障タイプ

種類	支払事由	支払額	受取人
生活サポート 保険金 (注1)	被保険者が、責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって、責任開始時から保険期間の満了時までに日常生活制限状態に該当したとき	基準 保険金額	被保険者 (ただし契約者および 死亡保険金受取人が 法人の場合は、死亡 保険金受取人である 法人に支払う)
死亡給付金 (注1)	被保険者が責任開始時から第1保険期間の満了時までに死亡したとき	積立金額 (注2)	死亡保険金 受取人
死亡保険金 (注1)	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	基準 保険金額	

※被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ責任開始時から保険料払込期間の満了時までに、身体障害表の第2級または第3級の障害状態に該当したとき、その後の保険料払込は免除します

(注1) 生活サポート保険金、死亡給付金、死亡保険金は重複して支払いません

(注2) 死亡給付金を支払う際に、すでに生活サポート保険金の支払事由が発生していた場合は、基準保険金額を支払います

【参考】「所定の日常生活制限状態」とは

- ・身体障害者傷害程度等級表の1級・2級の
身体障害者手帳の交付
＜身体障害者福祉法に一部連動＞



事故で下半身
完全運動麻痺



心臓への
人工弁移植

など

- ・所定の身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）
- ・片側半身の障害



糖尿病・高血圧
の合併症で
両眼失明



喉頭がんで
声帯全摘出



脳卒中で
片側半身完全
運動麻痺

など

- ・要介護3以上＜公的介護保険制度に連動＞
- ・寝たきりによる要介護状態が180日継続
- ・認知症による要介護状態が180日継続

(2) がん保障タイプ

種類	支払事由	支払額	受取人
がん保険金 ^(注3)	被保険者が、責任開始時の属する日からその日を含めて90日を経過した日以後保険期間の満了時まで、責任開始時以後はじめて悪性新生物と診断確定されたとき	基準 保険金額	被保険者 (ただし契約者および死亡保険金受取人が法人の場合は、死亡保険金受取人である法人に支払う)
死亡給付金 ^(注3)	被保険者が責任開始時から第1保険期間の満了時までに死亡したとき	積立金額 ^(注4)	死亡保険金 受取人
死亡保険金 ^(注3)	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	基準 保険金額	

※被保険者が、以下のいずれかに該当したとき、その後の保険料払込は免除します

- ・責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって、責任開始時から保険料払込期間の満了時までに、身体障害表の第1級の障害状態に該当したとき
- ・責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ責任開始時から保険料払込期間の満了時までに、身体障害表の第2級または第3級の障害状態に該当したとき

(注3) がん保険金、死亡給付金、死亡保険金は重複して支払いません

(注4) 死亡給付金を支払う際に、すでにがん保険金の支払事由が発生していた場合は、基準保険金額を支払います

【参考】経営者にとっての「がん」への備え

● がんは、男女ともに入院理由の上位です

- ・男性40・50・60代、女性20・30・40・50・60代で1位です^(注5)

● がんは、再発する可能性があります

- ・手術等でがんの病巣を取り除いたとしても、再びがんと診断されることがあります

がん闘病で経営者が会社を長期不在するケースも考えられます

経営者にとって、会社にとって、「がん」への備えも大切です

(注5) <出典>厚生労働省「平成26年患者調査」

2

主な取扱い

契約年齢範囲 (注 6)		20 歳～70 歳（満年齢方式）
第 1 保険期間 (注 7)		1 年・3 年・5 年・7 年・10 年・15 年・20 年・25 年・30 年
保険期間・保険料払込期間 (注 7)		30 歳～98 歳満了
保険金額 の範囲 (単位)	生活障害保障タイプ	500 万円～50,000 万円（10 万円）
	がん保障タイプ	100 万円～20,000 万円（10 万円）
契約者貸付 (注 6)		取り扱う (注 8)
払済保険への変更 (注 6)		取り扱う (注 9)

（注 6）契約年齢範囲、契約者貸付、払済保険への変更は、両タイプ同じ取扱いです

（注 7）第 1 保険期間、保険期間・保険料払込期間は、契約年齢や保障タイプ等により、取扱範囲が異なります

（注 8）解約返戻金の 80%まで取り扱います。ただし、保険期間満了日までの期間が 6 年未満の場合は取り扱いません

（注 9）保険期間は終身、保障内容は死亡保障へ変更されます

3

保険料例

(1) 生活障害保障タイプ

基準保険金額：10,000万円、新年掛の場合

契約年齢	保険期間・ 保険料払込期間 満了年齢	第1 保険期間	保険料	
			男性	女性
40歳	75歳	5年	2,548,400 円	1,584,700 円
		10年	2,434,600 円	1,526,100 円
50歳	80歳	5年	3,944,500 円	2,554,200 円
		10年	3,623,700 円	2,408,100 円

(2) がん保障タイプ

基準保険金額：10,000万円、新年掛の場合

契約年齢	保険期間・ 保険料払込期間 満了年齢	第1 保険期間	保険料	
			男性	女性
40歳	75歳	5年	2,693,300 円	1,986,100 円
		10年	2,604,800 円	1,907,900 円
50歳	80歳	5年	4,077,900 円	2,601,300 円
		10年	3,799,600 円	2,402,400 円

このニュースリリースは商品の概要を説明したものであり、保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては、保険設計書（契約概要）やコンセプトパンフレット等でご確認ください。